

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第109号

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第7 2備考以外の部分中「2,058」を「3,218」に、「2,050」を「2,158」に、「4,440」を「5,998」に、「144」を「425」に、「2,525」を「3,749」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市中央卸売市場業務条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(中央卸売市場第二市場)